女性活躍促進法に基づく行動計画

女性社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、 その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように女性活躍促進法に基づく行動計画を策定する。

1.計画期間 令和6年11月1日から令和8年4月2日まで

2.内容

目標 1: 育児・介護休業法に基づく育児休業、時間外労働の免除や制限、産前産後休業などの 周知をし、制度を利用しやすいように周知をする。

(対策)

- ○令和6年11月~ 社員の実態調査
- ○令和6年11月~ 制度の導入、管理職を含め社員への周知徹底

目標 2:月10時間以上の所定外労働時間を削減する

(対策)

- ○令和6年11月~ 社員への実態調査
- ○令和6年11月~ 仕事と生活の調和をすすめるため、所定外労働時間削減をテーマ

に、業務の見直し等の協議をする

○令和6年11月~ 社員へ周知徹底